

川崎市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月12日提出

川崎市長 福田紀彦

川崎市営住宅条例の一部を改正する条例

川崎市営住宅条例（昭和37年川崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第33条の7の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「使用者の使用」を「入居者の利用」に改め、同条第2項中「使用し」を「利用し」に、「使用者」を「者」に、「市長の定めるところにより、」を「第33条の10第1項に規定する指定管理者（以下この条において「指定管理者」という。）」に改め、同条第3項中「使用料は」を「利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は」に、「市長が定める額」を「あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める額」に改め、同条第4項及び第5項を次のように改める。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。

5 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金の減免又は支払の猶予をすることができる。

第33条の7第6項中「使用」を「利用」に、「市長が定める」を「あらか

じめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする」に改める。

第33条の9の次に次の3条を加える。

(指定管理者)

第33条の10 市長は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（次条及び第33条の12において「指定管理者」という。）に市営住宅等（市営住宅及びその共同施設をいう。以下この項及び次条において同じ。）の管理を行わせることができる。

- (1) 市営住宅等の管理を行うに当たり、入居者の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が、市営住宅等の効用を最大限に發揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った市営住宅等の管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第33条の11 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、市営住宅等の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第33条の12 指定管理者は、駐車場の管理及び第33条の7第2項の許可に関する業務並びに建築設備（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する建築設備をいう。）の管理に関する業務その他の市長が必要と認める業務を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 市営住宅及びその共同施設に係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

市営住宅の駐車場及び建築設備等の管理を指定管理者に行わせることができることとし、及び当該駐車場に利用料金制を導入するため、この条例を制定するものである。